

第3号様式〔第22条〕

(表)

← 9センチメートル →

| | |
|--|------------|
| <p>第 _____ 号 官 職 _____ 氏 名 _____</p> | 5.5センチメートル |
| <p>自動車ターミナル法第22条第3項の 検 査 員 証</p> | |
| <p>年 月 日発行 年 月 日限り有効</p> | |
| 国土交通大臣(地方運輸局長) 印 | |

(裏)

← 9センチメートル →

| | |
|---|------------|
| <p>(自動車ターミナル法抜すい) 第22条 2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に自動車ターミナル又は自動車ターミナル事業者の事務所に立ち入り、自動車ターミナルの構造若しくは設備の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第24条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 5 第22条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> | 5.5センチメートル |
|---|------------|